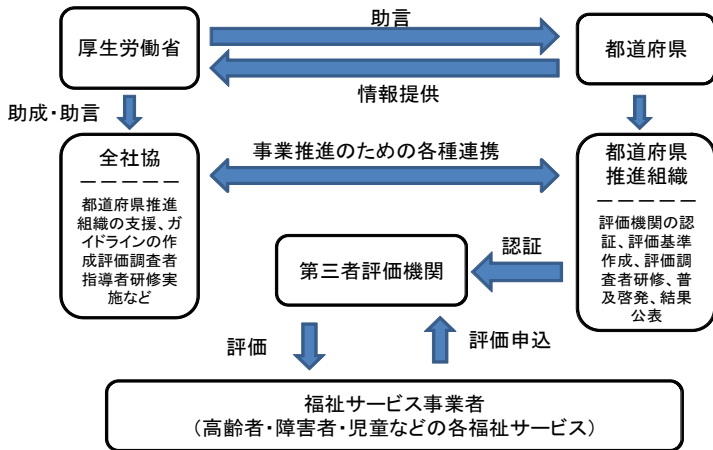


# あなたの施設でも福祉サービス・社会的養護関係施設 第三者評価事業を受審してみませんか？

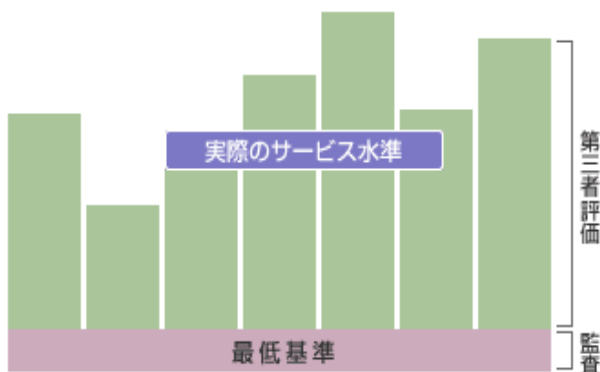


一般社団法人岡山県社会福祉士会は、2011年度より福祉サービス第三者評価を始めました（認証番号：岡山県H22-01）。また、2013年度より社会的養護関係施設第三者評価も始めました。

## 第三者評価事業の概要



### 第三者評価と最低基準及び監査との関係



## ●福祉サービス第三者評価事業とは●

福祉サービス第三者評価は、「社会福祉法人等の提供するサービスの質を、事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から行った評価」です。この事業の目的は、利用者への情報提供が最大の目的ですが、受審する事業者のメリットとして、①自らが提供するサービスの質について改善すべき点が明らかになる。②改善すべき点が明らかになるため、サービスの質の向上に向けた取り組みの具体的な目標設定が可能となる。③三者評価を受ける過程において、職員の自覚と改善意欲の醸成、および諸課題の共有化が促進される。第三者評価を受けることによって利用者等からの信頼の獲得と向上が図られる、などが挙げられます。

社会福祉法人が提供する福祉サービスのチェックシステムとしては以前から行政監査がありますが、行政監査は、法令が求める最低基準を満たしているか否かについて定期的に所轄の行政庁が確認するものであり、社会福祉事業を行うためには、最低限満たしていなければならない水準を示しているものです。一方、第三者評価は、現状の福祉サービスをよりよいものへと誘導する、つまり福祉サービスの質の向上を意図しているという点で行政監査とは根本的にその性格を異にしています。

Q. 誰が、どんなことを評価するのですか？

A. 第三者評価事業では、主に、福祉サービス提供体制の整備状況と取り組み（経営理念とサービス内容、サービス提供体制、サービス向上の組織的取り組み）について、施設管理者、職員、利用者、家族等への多角的な調査を行います。評価を行うのは、県から認証を受けた「第三者評価機関」です。また、評価機関で調査にあたるのは、講習を修了した「評価者」が訪問調査します。

Q. 第三者評価は必ず受けなければならないのですか？

A. いいえ、法律上の義務ではなく任意で受審するものです。ただし、社会的養護関係施設については、2012年度以降、3年毎に受審が義務づけられています。この傾向は今後、他の施設にも広がると予想されます。

Q. 第三者評価の受審には幾らかかりますか？

A. 本会の評価料金は以下の通りですが、本会会員施設割引、同一法人複数施設割引等、各種割引制度がありますので、ご相談ください。

定員 1～50 人の施設	35 万円
定員 51～100 人の施設	40 万円
定員 101 人以上の施設	45 万円

※社会的養護関係施設については、定員規模に関わらず 30 万円とさせていただきます。

Q. 岡山県社会福祉士会では、どのような施設の評価をしていますか？

A. 以下の施設の評価を行っています。【障害分野】肢体不自由者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム、知的障害者福祉工場、肢体不自由児施設、肢体不自由児通園施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、重症心身障害児施設、精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム、障害者自立支援法に基づく障害者支援施設 【高齢分野】特別養護老人ホーム 【児童分野】社会的養護関係施設、保育所